

第1章 労務管理

1	農業においては、労働基準法上、法定労働時間や法定休日は適用除外です。 ただ、深夜業割増は適用除外ではありません。具体的にそれについて教えてください。	
答え	午後10時から午前5時までの間において労働させた場合は、 2割5分増し以上の割増賃金を払わなければならない。	P1
2	賃金の支払の5原則について教えてください。	
答え	① 通貨で、②直接労働者に、③その全額を、④毎月1回以上、 ⑤一定の期日を定めて支払わなければならない。	P1 -2
3	最低賃金は、全国一律でしょうか。	
答え	違います。 賃金の最低額は、法律で都道府県ごとに定められています。	P2
4	法定休日について教えてください。	
答え	労働基準法で、使用者は労働者に毎週少なくとも1回の休日を与えるよう 定められた休日のこと。	P2
5	法定休日の例外を教えてください。	
答え	4週間を通じ4日以上の日を与えること。	P2
6	農業が労働時間や休憩、休日が適用除外となっている理由を3つ教えてください。	
答え	1) 事業の性質上天候等の自然条件に左右される。 2) 事業及び労働の性質から1日8時間とか週休制等の規制になじまない。 3) 天候の悪い日、農閑期等適宜に休養が取れるので労働者保護に 欠けるところがない。	P3
7	労働基準法で定められた年次有給休暇を取得できる条件を教えてください。	
答え	労働者が、6カ月間継続して勤務し、全労働日の8割以上の日数を勤務する。	P3